

令和2年9月1日

生徒・保護者 各位

青森県立青森南高等学校
校長 中道 哲

県外への移動及び校内のコロナウイルス感染症対策について

- 1 受験等で県外へ移動する場合、少なくとも **1週間以上前**に担任に申し出てください。
- 2 感染症対策をしっかりと行い、健康観察票と行動記録をつけてください。新型コロナを発症した場合、または、同じ空間にいた人が発症した場合必要となります。(交通手段、バス新幹線座席、食事をした場所・座席、立ち寄った場所・時間等)
- 3 体調不良や熱等がある場合は、「相談・受診の目安」を参考に、帰国者・接触者相談センター(青森保健所 017-765-5280)に電話で相談し指示を受けてください。
- 4 なお、緊急事態宣言等が出された場合、特定警戒都道府県に指定された地域への移動は禁止します。移動中に緊急事態宣言が出された場合は、帰宅後自宅待機とし、不要不急の外出を控えてください。また、学校に必ず連絡し指示を受けてください。
- 5 今後、県外へ移動する生徒が増えることが予想されます。感染予防のため、**清掃時の消毒、手洗いの励行、マスクの着用、3密を避ける行動**を継続してください。

相談・受診の目安(令和2年5月9日 一部変更)

- ◇ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに「帰国者・接触者相談センター」に御相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)
 - ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - (※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ※ なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。
- センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。
- マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【相談後、医療機関にかかるときのお願い】

- ◇ 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- ◇ 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。